

ウ 大阪高等裁判所平成16年6月30日判決文の写し

エ 最高裁判所平成18年9月12日決定文の写し

3 監査執行上の除斥

議会選出の監査委員中村雅宥及び監査委員山本敏信は、当初から平成19年6月10日（退任の日）まで、自治法第199条の2の規定により、本件措置請求の監査を執行していない。

議会選出の監査委員小田毅及び監査委員北川泰寿は、平成19年6月20日（就任の日）以後、自治法第199条の2の規定により、本件措置請求の監査を執行していない。

4 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、平成19年5月10日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述等

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

平成19年6月13日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、新たな証拠として5/28と書き入れのある新聞記事の写しが提出されるとともに、請求人のうち3人から、おおむね次のとおり陳述があった。

ア 本件請求の対象会議への費用弁償

(7) 地方自治というものは、県議会議員や県庁の職員のためではなく、県民のために存在しており、その上で議員にはどの程度の処遇が必要なのか判断すべきであって、県庁の都合、あるいは議員の思惑で判断することはありえない。

県は、自治法を根拠に条例、規則、取扱いの規程、あるいは議会の申合せに合致して費用弁償を実施していると従来から主張しているが、日本全体で見れば例外的でおかしいという指摘もあり、そのことに真しに耳を傾ける姿勢が必要である。また、議員特権の最たるものである政務調査費及び費用弁償に対する批判が新聞及びテレビで日々報道されているとおり、県がこれでよいと主張されても、本当に県民が理解し、納得するものなのかどうか、非常に疑問である。

(4) 費用弁償の組立てはすでに崩壊しており、県の場合、何とかその崩壊をせき止めたいという願望から随分頑張っているが、県議会議員の中からさえ返上したいという方がいる。これを素直に受け取ればよいのに、県の態度は非常にかたくなで、どうしてこんな意固地な態度をとれるのか。これは県民にとっては利益であり、何ひとつ問題が起こらない。県の姿勢あるいは県議会の中でこれまでの議員特権というものを何とか維持したいと思っている人たちにとっては非常に有り難くない、不都合な存在、不都合な主張かも知れないが、はねつけてしまうことは本当に許されるのか。少なくとも、県民の立場からすればそういう新聞報道に接して、怒りを覚えざるを得ないことについて、県監査委員に考慮してもらいたい。

(9) 県議会でも、政務調査費の領収書の公開問題について、非公開の各会派代表者会議で実質的に議論され、公に見えるところではされず、事実上、住民のチェックが届かないという実態であり、昨年、最高裁判所で確定した阪神水道企業団議会の法定外会議に関する平成16年6月30日の大阪高等裁判所の判決（以下「大阪高裁判決」という。）での指摘がそのまま当てはまる。こうした議会運営の問題については、例えば尼崎市議会では、公開された法定会議である議会運営委員会で議論されることから考えると、この法定外会議の費

- 用弁償を廃止したとしても、議会運営には大きな問題は生じない。
- (エ) 本件と同様の監査請求に対して県監査委員が出した平成15年11月17日付けの監査結果及び平成16年11月2日付けの監査結果は、市議会議員の海外視察派遣旅費について議会には裁量権があるとした昭和63年3月10日の最高裁判所第1小法廷の判決（以下「昭和63年最高裁判決」という。）を引用して、法定外会議の参加者への費用弁償は適法だと判断している。また、費用弁償の額の妥当性について争われた平成2年12月21日の最高裁判所第2小法廷の判決（以下「平成2年最高裁判決」という。）を引用して、法定外会議の参加者への費用弁償の支給は妥当、適法だという論拠立てを県監査委員及び県議会事務局は行い、県議会事務局は、法定外会議の正当性について、自治法に明文の根拠がない会議への出席は裁量の範囲内であり、また、広域自治体の議会は会派制で行われ、各会派で十分討論する場が必要であり、本会議及び委員会だけでは十分運営できない旨述べていた。
- しかし、大阪高裁判決を見ると、昭和63年最高裁判決は、議会の権能について判断したものであり、法により定められている地方公共団体の意思決定方法に直接関係する議会、委員会等の地方公共団体の組織・運営に関して判断したものではないから、同判決が議会により法定外の会議を設けることを容認したものとはいえず、今回の判断は同判決に抵触するものではないと釘を刺しているし、平成2年最高裁判決は、被告側は主張するものの、争点にさえならず、明らかに違うと判断されている。
- この2件の最高裁判所の判決を引用しても、両件ともに別の事例であり、法定外会議の参加者への費用弁償が妥当だという理由には全くなりません。
- (オ) 自治法第204条の2は、地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを職員等に支給することはできないとなっている。議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年条例第55号。以下「費用弁償条例」という。）第3条第6項では、議員が委員会又は議長の招請に応じて議会の運営に必要な会議に出席するための旅行をする場合の旅費について、前2項の規定を準用するとの規定によって法定外会議の参加者への費用弁償が支給されているようだが、各会派代表者会議あるいは政務調査会長会など今回監査請求した会議はいずれも法及び条例で明文化されていない会議であることから、明らかに自治法第204条の2に違反する状態である。
- また、本年4月1日から施行された議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第3条第6項に定める議会の運営に必要な会議を定める規程（平成19年議会告示第4号。以下「会議を定める規程」という。）において、各会派代表者会議等の法定外会議を規定しているが、同日以前の違法な法定外会議の参加者への費用弁償の支給を合法化するものにはならないし、自治法第204条の2が求める条例での規定ではないことから、法定外会議の参加者への支給は今後も違法なままである。
- (カ) 平成19年5月28日付けの朝日新聞の朝刊1面に、全国の都道府県で30議会が法定外会議参加者に費用弁償を支給していること、阪神水道企業団議会の違法な法定外会議の参加者への費用弁償の支給が違法だという大阪高裁判決が昨年9月に確定して以降、岩手県、京都府及び岐阜県が同様の費用弁償の支給をやめたという記事が掲載されている。一方、この記事には、兵庫県は今年3月、費用弁償条例に8つの法定外会議を明記したとあり、この意識の格差には驚く。明記したのは、司法の場で問われることになれば対応出来ないと判断したからである。しかし、大阪高裁判決が明確なだけに、このような小手先の手法が通用するとはとても思えない。
- (キ) 大阪高裁判決においても、全国の自治体で法定外会議の参加者に費用弁償が支給されているところは、都道府県も含めて極めてわずかだと事実認定されている。調べたところでは、市レベルでは費用弁償が支給されている自治体というのはほとんどなかった。自治法の逐条解説あるいは行政実例では、ともに法定外会議の参加者への費用弁償の支給はでき

ないとされており、それに沿って、各地方議会や市レベルで運用されているという実態がある。

- (ク) 大阪高裁判決は、県議会で法定外会議の参加者への費用弁償が支給されていることが明記された上で、阪神水道企業団議会の法定外会議の参加者への費用弁償は違法だと判断しており、県議会の法定外会議には直接及ばないにしても、事実上、大阪高等裁判所及び最高裁判所の裁判官は、県議会の法定外会議の参加者への費用弁償の支給が違法だと指摘したと理解してよい。
- (ケ) 地方分権一括法による地方分権については、もちろん法に基づいて行われているもので、法を越えて裁量権が地方に移されていくということにはならない。自治法についても改正はされているが、先ほど指摘したようなところについては改正もされておらず、従来どおり運用されていくべきだと思う。会議についても、法定主義を採っている今の自治法に基づいて、住民のコントロールの上で運営がされていくべきである。
- (コ) 大阪高裁判決について、一般市民であれば別の判断を述べることはあっても、法を学んで、法に基づいて仕事をしている人たち、そして自治体の監査委員が、今回の支出が適法だと述べることは、論理的にも考えられない。議会に対する市民感覚も大幅に変化しており、県内にとどまらず、全国の市民が今回の監査請求に対する県監査委員の判断を注目している。良識に基づいて県監査委員が適切な判断をされることを期待したい。

イ 平成14年度から平成17年度までの費用弁償について、支出の日から1年以内に監査請求できなかったことに係る正当な理由

不当利得の返還請求権の時効は5年なので、監査委員の意思があれば5年の請求期間についても返還を求められることから、5年分を請求した。

(2) 議会事務局の陳述に対する請求人の反論書の提出

平成19年6月19日付けで、請求人のうちの1人から「議会事務局職員の説明に対する反論について」と題する反論書が提出された。

その主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ア 一部事務組合及び県は自治法の規定に沿って議会運営等をしなければならないのに、人口規模や権限が大きい自治体は自由にでき、それが小さい自治体は法に縛られるということは、法の規定にもなく、法理論上考えられない。
- イ 尼崎市議会では住民に公開される法定の議会運営委員会等で意見書案の作成等を行っているのに対し、県議会では非公式の会派間調整会議である各会派代表者会議や政務調査会長会で行っているが、非公開でまともな議事録が整っていないことから、会議に公益性はなく、公式の会議とみることはできない。

仮に、各会派代表者会議や政務調査会長会等に一定の必要性があったとしても、法定外会議であることから費用弁償を支給することはできず、調査活動をしっかり行った上で、政務調査費から出席費用を支出すればよい。

- ウ 都道府県議会制度研究会の最終報告で、各会派代表者会議などを費用弁償の対象とする旨の考えを示しているのは、現在、同会議などの参加者への費用弁償は支給できないという前提で述べられたもので、支給できないという社会的な共通認識があることが分かる。

2 議会事務局の陳述の要旨

平成19年6月13日、議会事務局の陳述を実施したところ（自治法第242条第7項）、最高裁判所昭和62年2月20日第2小法廷判決に即して、支出の日から1年を経過した費用弁償については却下を求めると並びに費用弁償の支給の日から1年を経過していない平成18年4月17日から同年11月13日までに開催された各会派代表者会議、正副常任委員長会議、各会派政務調査会長会、地方議会協議会、広報委員会及び少子化対策調査特別委員会理事会（以下これらをまとめて「請

求対象会議」という。)に係る費用弁償677,500円の支給については何ら違法な支出ではなく、返還する理由はないとの主張があり、その理由としておおむね次のような陳述があった。

(1) 住民監査請求の対象

本件請求は、自治法や条例で規定していないと請求人が主張する法定外会議に出席した県議会議員に支給した費用弁償は違法支出であり、過去5年間の支出分について、自治法第242条第1項の規定に基づき、返還措置を求めたものである。しかし、支出に対する監査請求は、自治法第242条第2項の適用を受け、当該行為のあった日から1年を経過したときは、これを請求できないと定められていることから、1年を経過した支出は、本件請求の対象にはならないものである。

したがって、請求人が監査請求したもののうち、1年を経過した費用弁償に対する返還請求は、不適法といわなければならない、却下されるべきものである。

(2) 本県議会における費用弁償

ア 費用弁償条例の内容

本県では、自治法第203条第3項及び第5項並びに第204条の2の規定に基づき、費用弁償条例を制定し、議員の費用弁償について、議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給(費用弁償条例第3条第1項)している。

費用弁償の支給内容は、議員が本会議、委員会、又は議長の招請に応じて議会の運営に必要な会議(以下「各種会議」という。)に出席した場合には本会議等に出席した日1日につき議員の居住地の区分に応じて12区分した2,500円から19,000円までの招集交通費と、会議に出席するために必要な諸雑費として1日につき2,500円の会議諸費、さらに、本会議の議案審議の準備等のため宿泊した場合は16,500円の宿泊料の合計額が旅費として支給される。また、委員会の管内・管外調査等その他公務のために旅行した場合には、一般職員の旅費条例に準拠した知事相当額の旅費(国内旅行の旅費については、1日につき2,500円)が支給される(費用弁償条例第3条第2項から第9項まで)。

イ 各種会議を定める規程の制定

従来から費用弁償の対象としてきた各種会議について、より一層の明確化と透明性の向上を図るため、平成19年3月に会議を定める規程を制定し、具体的な会議名を明示するとともに、県公報で告示したところである。

なお、会議を定める規程に明示された会議は、各会派代表者会議、政務調査会長会、広報委員会、正副常任委員長会議、地方議会協議会、新議会世話人会設置準備会、新議会世話人会及び兵庫県議会情報公開審査会の8つである。

(3) 請求人の請求に対する意見

ア 大阪高裁判決に基づく請求

(7) 当事者性

請求人は、請求の理由として、大阪高裁判決を根拠としているものと理解せざるを得ないが、一般的に判決の効力は、当該訴訟についてのみ発生するものであり、その訴訟の当事者以外の第三者に対しては及ばないものである。

したがって、大阪高裁判決を根拠に、訴訟の当事者でもない県議会の費用弁償が同様に違法であるとする請求人の主張は、不適切かつ失当であると言わざるを得ない。

(4) 大阪高裁判決の趣旨と各種会議

大阪高裁判決は、本来、本会議又は委員会意思決定しなければならない内容について、法に規定されない事実上の会議を別途設置し、本会議又は委員会に代えて審議させ、決定させることはできないという趣旨であると解される。

確かに阪神水道企業団議会の場合の各市議員協議会等の会議内容は、地方公共団体の意

思決定方法の一環として会議が開催されているのではないかと考えられるが、一方、県議会の各種会議は、本会議又は委員会に代えて、地方公共団体の意思決定に関わるような事項を協議・決定する会議ではなく、議会自身が自主・自律的に機能していくために必要不可欠な会議であって、大阪高裁判決で違法とされた阪神水道企業団議会の法定外会議とは全く性格を異にするものである。

また、一部事務組合である阪神水道企業団議会と普通地方公共団体である広域自治体の都道府県議会とでは、同じ地方公共団体の議会であっても団体の規模、権能、目的や議会の議決事項、議会の権限等も大きく異なっており、さらに、必要に応じて設置される各種会議についての協議事項等の範囲や内容も異なってくるのである。

イ 請求対象会議等に対する費用弁償支給の正当性

(7) 法的根拠

県議会の各種会議は、自治法第203条第3項の「職務」に該当するものであり、費用弁償条例中に明記された関係規定に基づき、正当に費用弁償を支給しており、当該各種会議への費用弁償の支出は、自治法及び条例に基づく適法な支出である。

また、請求対象会議のうち、少子化対策調査特別委員会理事会は、委員会の一部を構成するものであり、費用弁償条例第3条第1項、第6項及び第9項に基づく委員会に該当するものとして費用弁償を行っているところである。

(4) 議会の裁量権と各種会議の必要性・正当性

a 地方分権の進展に伴う地方議会の自主性・自律性と裁量権

憲法第92条及びこれに基づく自治法では、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の組織及び運営に関する事項について定めることとされており、地方公共団体の自主・自立権の根源が明確にされている。また、地方分権の進展とともに、平成12年施行の地方分権一括法により、自治法が改正され、自治法第1条の2及び第2条第11項から第13項までにおいて、地方公共団体に関する法令の規定と解釈・運用につき、地方自治の本旨に基づき、国と地方の役割分担と地方公共団体の特性に配慮することが新たに明記されるなど、地方公共団体が地域の実情を踏まえて自主性・自立性を発揮して組織・運営することが明らかにされたところである。

したがって、地方公共団体の議会が、地方分権の進展とともに、議事機関として増大する役割を果たしていくためには、自主性・自律性の発揮が求められていることから、地方議会の活動の拡大には合理的な理由があり、かつ、法令に違反しない限り、組織・運営における裁量権も存在するのである。

b 都道府県議会の運営と各種会議の設置の必要性

地方議会は、地方公共団体の意思決定を行う議決機関としての機能以外にも広範な機能を有しており、幅広く機能を発揮するために、議会が自律的に議会内で機関としての意思形成を行うべき課題も多岐にわたって存在している。こうした諸課題については、議長限りで意思決定できないものが多くあり、議会内で機関意思の決定に向けた合意形成を図っていくために、課題の性格に応じて、本会議及び委員会以外に協議・調整を行うための各種の会議を設置する必要がある。

特に、広域自治体である都道府県議会は、一般的に会派制の下で運営されており、議会の組織・運営上の重要事項については、議会内の各会派と十分協議しなければ、議会の組織・運営が成り立たず、議会が自律的に取り組むべき諸課題について、地方公共団体としての意思決定を行う機能を中心とする本会議及び委員会だけでは適切に対応できないことから、協議・調整等を行うための組織として各種の会議を設置することが必要不可欠である。

このことについては、次のとおり最高裁判所も議会の裁量を認めている。

① 昭和63年最高裁判決

「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することもできる」とし、当時、法的に根拠がない議員の海外派遣を適法とするとともに、同じく法に根拠規定のなかった議会運営委員会（各会派代表者で構成）での派遣決定を適法なものとしたものであり、地方議会の権能は必ずしも法令に根拠がある場合に限られない広範なものであることを明確に判断したものである。

② 平成2年最高裁判決

自治法第203条第3項及び第5項に基づく費用弁償条例について「いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の額をいくらとするかについては、費用弁償に関する条例を定める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断にゆだねられていると解するのが相当である」とされ、地方公共団体の議会に与えられた裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用したと認められなければ、裁量権の範囲内のものと解するのが相当であるとされたものである。

c. 各種会議等の開催内容の正当性

請求対象会議のうち、各会派政務調査会長会、地方議会協議会、広報委員会、正副常任委員長会議及び各会派代表者会議は、いずれも自治法の明文規定を有しないが、これらの会議は、別紙のとおり県議会が有する権限と機能を十分に発揮するため、あるいは、県議会の政策提言機能の充実等を目的として、議長招請又は承認の下に、議長、副議長や各会派の代表者が出席して開催される会議である。

また、議長が県議会の運営に必要な会議として、必要不可欠と判断したものについて、職務として、必要最低限の議員を招集しているものであり、決して議長が独断で決定しているものではない。

したがって、これらの各種会議は、いずれも県議会が自律的に合意形成を図るべき事項であり、県議会の組織・運営にとっての重要事項、すなわち各種制度や事務事業及び県議会全体に関わる庶務的事項等について協議・調整する場として機能し、単なる議員の私的、自主的活動ではなく、県議会の組織・運営上必要不可欠なものとして公的な性格を強く有する会議であり、公式会議とみなしているものである。

また、少子化対策調査特別委員会理事会については、自治法及び兵庫県議会委員会条例（昭和38年条例第65号。以下「委員会条例」という。）に基づき設置された少子化対策調査特別委員会が一定期間内に調査・検討・報告のとりまとめを行うため、計画的かつ効率的な運営が求められていることから、委員会条例第28条に基づき同委員会での決議を経て、少子化対策調査特別委員会運営要領を定め、設置されたものであり、少子化対策調査特別委員会の内部に設置された機関であって、委員会の一部を構成しているものである。さらに、当該理事会では、委員会の活動スケジュールの調整、委員長試案に対する会派間意見交換及び意見調整、開陳された意見の集約など、委員会を円滑に運営するための事項について実質的な協議が行われており、委員会の一部として費用弁償することは正当なものであると考えている。

なお、各会派代表者会議や各会派政務調査会長会においては、最終的には条例改正や意見書案のように議案として県議会に上程される事項を協議する場合もあるが、これらの各種会議は、県議会が自律的に議会内の合意形成を図っていく上において、議長限りで決定できない事項について、各会派の代表者が協議・調整して意見を反映する場であり、本会議又は委員会に代えて審議を行っているのではなく、また、本会議における議案として審議を制約しているものではない。現に協議された事項のうち、必要なものに

については、本会議の場で法の定める手続に基づいて審議し、議決されているのである。

以上のとおり、請求対象会議は、その開催内容からしても、県議会の組織・運営にとって必要不可欠なものとなっており、これらの会議への出席は、自治法第203条第3項の議員の職務に該当し、費用弁償条例の規定に基づき費用弁償の対象とすることは正当なものである。加えて、各種会議の開催日については、本会議の開催日に合わせる等、必要最少限度の費用弁償となるよう調整を図っているところである。

(4) 全国の都道府県議会の状況等

ア 全国都道府県議会の法定外会議への費用弁償の支給状況

平成19年5月20日現在の調査結果によると、すべての都道府県議会において各会派代表者会議等の自治法に根拠を持たないいずれかの会議が設置されており、さらに、このうち28都道府県議会において、当該会議に出席した場合、費用弁償が支給されている。

イ 全国都道府県議会議長会における動き及び自治法の改正経緯

全国の都道府県議会議長で構成する全国都道府県議会議長会では、平成16年4月、都道府県議会制度研究会を設置し、議会制度に関する調査研究に基づく改革方策の検討を行い、平成17年3月に中間報告をまとめた。この中で、議会の機能強化に資する議会制度改革に向けた具体的な17項目の提言の1つに、議会の自主性・自律性を拡大する観点から、「議会の内部機関設置の自由化」が提言されており、現行法制においても公務としての位置付けは可能であるものの、根拠規定を欠いているため、自治法への条文規定の明文化が要望されたところである。

さらに、同研究会では、平成19年4月に最終報告を取りまとめ、県では既に公務として位置付けている会派代表者会議等正規の会議以外の形で行った議員活動等のうち、議会運営・管理機能を発揮するための職務活動として議会が認めたものに要した交通費等は条例の定めるところにより費用弁償の対象として取り扱うべきであると提言したところである。

かつて、都道府県議会に普遍的に設置され、活動し、機能していながら、自治法に定められていない会議であった議会運営委員会が平成3年から法定会議に位置付けられたように、また、平成13年4月の改正により、「会派」という概念がはじめて自治法に明記されたように、議会運営の実態に法制度の整備が後追いとなる例は多々みられたところであり、今回問題とされている各種会議についても、地方分権の進展、地方公共団体における自主・自立権が拡大しているという社会情勢や各都道府県議会における運営実態を十分踏まえつつ、正に地方自治の本旨に沿った判断がなされるべきと考える。

(5) まとめ

以上のとおり、請求人が請求書に添付した事実を証する書面に記載する会議のうち、平成14年5月13日から平成18年3月22日までに開催されたものに係る請求は不適法であるとともに、監査請求の対象となる平成18年4月17日から同年11月13日までに開催された会議に支出された費用弁償677,500円は、何ら違法支出でなく、返還する理由はないと考えている。

第3 監査の対象

1 監査の対象とした事項

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述において提出された証拠に基づき、平成18年4月17日から同年11月13日までに開催された会議に係る費用弁償677,500円を監査の対象事項とした。

2 監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 監査の対象としなかった事項

平成14年5月13日から平成18年3月22日までに開催された会議に係る費用弁償4,918,819円については、監査の対象事項としなかった。

(2) 監査の対象としなかった理由

ア 住民監査請求は、正当な理由のある場合を除き、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないものとされている（自治法第242条第2項）。

公金の支出を構成する支出負担行為、支出命令及び支出行為については、監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものである（平成14年7月16日最高裁判所第3小法廷判決）。

また、正当な理由については、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたと解されるときから「相当な期間」内に監査請求をしたときに認められるものとされている（平成14年9月12日最高裁判所第1小法廷判決）。

イ 平成14年5月13日から平成18年3月22日までに開催された会議に係る費用弁償については、最も遅いもので同月31日に支出命令が行われ、同年4月14日に支出されており、いずれも1年を経過している。

また、請求人は、陳述時に、返還請求権に係る時効が5年間であり、その期間分を請求した旨を述べているだけで、客観的に監査請求をするに足りる程度に知り得なかったと認めるに足りるものではなく、正当な理由があったものと認めることはできない。

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、請求書に添付された事実を証する書面、陳述時に提出された証拠資料、請求人の陳述、議会事務局の陳述、2007年（平成19年）6月19日付け議会事務局職員の説明に対する反論書、同年5月25日に議会事務局に対して実施した実地調査により認定した事実及びそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(1) 自治法及び費用弁償条例の規定内容

ア 普通地方公共団体の議会の議員等は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができ（自治法第203条第3項）、その費用弁償の額及び支給方法は、条例で定めなければならないとされている（同条第5項）。

イ これを受けて、本県においては、議員が職務を行うために要した費用の弁償について、県議会が議決機関としてその自治立法権に基づき、地域の特性、県議会における先例等を考慮し、支給事由及び支給額について、自治法第203条第5項に定める条例として、次のとおり費用弁償条例を定めている。

(ア) 議員が職務を行うために要した費用のうち、①知事による本会議の招集に応じた場合、②委員会に出席する場合及び③公務のための旅行の場合に、費用弁償として旅費を支給する（費用弁償条例第3条第1項）。

(イ) 委員会に出席する場合及び公務のための旅行のうち議長の招請により県議会の運営に必要な会議に出席する場合においては、旅費については知事による本会議の招集に応じた場合の計算方法を準用して招集交通費（議員の居住地に応じて区分して定めたもの）及び宿

泊料を支給し（費用弁償条例第3条第4項から第6項まで）、それに加えて1日につき2,500円の会議諸費を支給する（同条第9項）。

(2) 請求対象会議に係る招請、費用弁償の支給等の状況

- ア 各会派代表者会議は、議長名の通知により、平成18年4月21日、5月26日、7月6日、8月28日、10月10日及び同月30日に招請され、これに係る費用弁償については、同年6月1日、同月16日、8月31日、9月15日及び11月16日に、議員13人に、延べ42日分の招集交通費及び会議諸費として計312,750円が支給された。
- イ 正副常任委員長会議は、議長名の通知により、平成18年6月13日に招請され、これに係る費用弁償については、同年7月14日に、議員16人に、延べ16日分の招集交通費、宿泊料及び会議諸費として計151,250円が支給された。
- ウ 各会派政務調査会長会は、議長及び座長の連名の通知により、平成18年6月7日に招請され、これに係る費用弁償については、同月30日に、議員5人に、延べ5日分の招集交通費及び会議諸費として計34,000円が支給された。
- エ 地方議会協議会は、議長名の通知により、平成18年10月23日に招請され、これに係る費用弁償については、同年12月15日に、議員6人に、延べ6日分の招集交通費及び会議諸費として計50,500円が支給された。
- オ 広報委員会は、議長の承認の下、広報委員長名の通知により、平成18年5月2日に招請され、これに係る費用弁償については、同年6月16日に、議員3人に、延べ3日分の招集交通費及び会議諸費として計25,000円が支給された。
- カ 少子化対策調査特別委員会理事会は、委員会条例第28条の規定に基づき、少子化対策調査特別委員会の決議により設置された会議であり、同委員会の内部機関として位置付けられ、同委員長名の通知により、平成18年4月17日、10月30日及び11月13日に招請され、これに係る費用弁償については、同年6月1日、11月16日及び12月15日に、議員7人に、延べ15日分の招集交通費及び会議諸費として計104,000円が支給された。
- キ 請求対象会議の開催は、可能な限り本会議の開催日に合わせる等の調整が図られており、また、当該会議に係る費用弁償も、本会議等と重複した支給とならないよう出席を確認した上で支給されている。

(3) 請求対象会議の内容

請求対象会議の内容は、おおむね次のとおりである。

会議の名称	会議の内容
各会派代表者会議	議会運営上の重要事項及び議会全体に関わる庶務的事項の協議
正副常任委員長会議	常任委員会運営要領の協議、年間行事予定の策定及び共通事項の確認
各会派政務調査会長会	本会議に上程する意見書案及び決議案の調整
地方議会協議会	市議会及び町議会代表者との協議（交流、連携及び政策課題の共有）
広報委員会	年間広報計画の策定及び広報の重要事項についての協議・決定
少子化対策調査特別委員会理事会	委員会活動日程の調整並びに意見の調整及び集約

なお、請求対象会議の開催の目的や内容からみて、本来県議会の本会議等において議決されるべき事項の審議を省略するために実施されているような事情までは認められない。

(4) 経理事務手続

請求対象会議の費用弁償については、県議会の運営に必要な経費として平成18年度の予算に計上され、費用弁償条例第3条第6項及び第9項を根拠として支給されている。

請求対象会議の費用弁償額においては、費用弁償条例に定める額に基づいて適正に支出され

ていた。

(5) 他の都道府県の状況

平成19年5月現在において、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会以外の自治法に定めのない会議への出席について、全国の多くの都道府県議会が議員の公務に該当するとの判断の下に費用弁償を支給している。さらに、一部の都道県においては、本県と同様、自治法に定めのない会議への出席に費用弁償を支給する場合として、議員の費用弁償に関する条例に特に定めを置いている。

2 判断

(1) 大阪高等裁判所の判決について

請求人は、本件措置請求の対象となっている費用弁償の支給は、大阪高裁判決に反し、明らかに違法なものであるとし、請求対象会議に参加した議員に支給された費用弁償について、全額を返還させるよう勧告することを求めているが、そもそも大阪高裁判決は、本県が当事者となっているものではないことは明らかで、その内容についても、一部事務組合である阪神水道企業団の議会に係るものであり、普通地方公共団体に広域自治体である都道府県の議会について判断されたものではない。したがって、大阪高裁判決をもって、ただちに本件措置請求に対する監査委員の判断が、拘束されるというものではない。

(2) 法に定めのない会議と費用弁償の支給に係る裁量について

ア 法に定めのない会議の開催について

昭和63年最高裁判決においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することもできる」、「(当時、自治法に規定されていない)議会運営委員会(略)がそれぞれした本件議員派遣決定に違法なところはなして、(略)本訴請求を排斥した原審の判断は正当として是認するに足り、原判決に所論の違法はない」と判示し、当時、法に定めのない会議であった議会運営委員会の設置及び活動について、議会の自主的な裁量にゆだねられているとしている。もっとも、その裁量の範囲については、自治法に定められている会議に代えて地方公共団体の団体意思の決定に直接関係する審議及び議決を行う会議並びにそれらの事項に関する審議及び議決の制度を形がい化するような会議を設置することまで至れば濫用であると解されるが、議会の活動を円滑に行うために、組織及び運営について必要不可欠な協議・調整を行う打合せを実施したり、会議を開催することまでもが否定されるものではないと考えられる。

イ 費用弁償の支給について

また、平成2年最高裁判決においては、「いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか(略)は、費用弁償に関する条例を定める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断にゆだねられていると解するのが相当である」と判示しており、費用弁償の支給事由について一定の裁量を認めている。したがって、上記の議会活動を円滑に行うために開催される会議の出席者に対して一定の範囲内の費用弁償について支給事由として定めることは議会の裁量の範囲内であると考えられる。

ウ 本県議会の裁量について

請求対象会議については、その設置の目的は、上記1(3)のとおり、いずれも議会活動を円滑に行うために必要なものと認められ、当該会議を開催すること、そして、その出席者に費用弁償の支給を行うことができる規定を費用弁償条例に設けることは、県議会の裁量の範囲内と認めることが相当であると考えられる。

(3) 本件措置請求に係る費用弁償について

ア 本県においては、上記(2)ウの規定については、県議会の運営に必要な会議として、費用

弁償条例第3条第6項及び第9項において規定されている。つまり、請求対象会議に出席した議員は、費用弁償条例第3条第6項において準用する同条第4項及び第5項並びに同条第9項の規定に基づき、知事による議会の招集に応じた場合による計算方法により算出した額の招集交通費、宿泊料及び会議諸費の支給を受けることとなる。

これらを請求対象会議についてみれば、上記1で認定したとおり、少子化対策調査特別委員会理事会以外の会議については、①議長名の通知による招請又は議長の承認の下、運営を一任された委員長等が招集しているものである。また、②会議の内容は、議会運営上の重要事項、本会議に上程する意見書及び決議案の調整、市町議会との意見交換等、独立した組織体としての県議会の運営に必要なものであり、かつ、当該会議においては、実際にも、議会が活動を円滑に行うために、組織及び運営のための必要不可欠で実質的な協議等が行われていることから、いずれも県議会の運営に必要な会議であり、その出席については議員の職務の遂行と認めることが相当である。さらに、③会議に係る費用弁償については、その出席を確認した上で、他の会議と重複支給とにならないように支給されている。これらのことから、費用弁償条例第3条第6項及び第9項に定める「議長の招請」、「議会の運営に必要な会議」及び「出席」という3つの要件いずれも満たしていると認めることができる。

また、少子化対策調査特別委員会理事会については、少子化対策調査特別委員長名による通知により、同委員会の活動の一環として招集され、同理事会に係る費用弁償は、その出席を確認した上で、他の会議と重複支給とにならないように支給されており、費用弁償条例第3条第6項及び第9項に定める委員会に出席する場合の要件を満たしていると認められる。

イ 上記のとおり、本件措置請求に係る費用弁償は、費用弁償条例の規定に基づき、適切に行われており、また、費用弁償677,500円の支給については、上記1(4)で認定したとおり、経理手続上にも違法はない。

以上のとおり、知事の責任において、請求対象会議に参加した議員に支給された費用弁償等を兵庫県に返還することを求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。

(別記)

住 所	氏 名
尼崎市汐町6番地	梅澤 康弘
西宮市甲陽園目神山町22番9号	森池 豊武
尼崎市建家町46番地	中村 正俊
西宮市上ヶ原七番町1番6-107号	折口 晴夫
尼崎市三反田町2丁目9番20号	丸尾 牧

別紙

会議名	設置根拠規程等	開催時期	会議の内容・必要性	構成員	開催日	出席県議数	会議事項	支給者数	支給金額 円	支給日	備考
各会派代表者会議	会議開催に先立ち、あらかじめ議長に開催承認の手続きを完了後、議長が出席者に通知	通年	本県議会は、自律的機関として、本会議や議案運営委員会での協議、決定事項以外に数多くの事項について、対応していく必要がある。こうした事項のうち、議長限りで決定することのできないもので、自律的に議案形成を図ることが必要となる。本県議会の重要事項及び本県議会に關する各会派間の意見調整を図っている。協議事項の一部には、最終的に議長と本会議や委員会に代えて審議を行っている。本県議会の重要事項及び本県議会に關する各会派間の意見調整を図っている。協議事項の一部には、最終的に議長と本会議や委員会に代えて審議を行っている。本県議会の重要事項及び本県議会に關する各会派間の意見調整を図っている。協議事項の一部には、最終的に議長と本会議や委員会に代えて審議を行っている。	議長、副議長、各会派幹事長及び第1会派の副幹事長、副幹事長、議案運営委員長、会正副委員長	H18.4.21	8名	◎議長報告:各会派委員の改選及び21世紀クラブ議員団所属議員数の変更について ◎政務調査:調査に係る第3回目の住民監査請求の結果について報告がなされた ◎政務調査:調査に係る第4回目の住民監査請求の結果について報告がなされた ◎県議会議案の運用状況及びその公表について協議を行い、了承された ◎関西観光振興議員連盟(仮称)の設立について議長から説明がなされた。	8名	68,000	H18.6.1	6名は議案運営委員会で支給
					H18.5.26	9名	◎議会活動における夏期の服装について協議を行い、基本的には夏の「夏のエコスタイル」キャンペーンに歩調を合わせ、7月及び8月の本格実施期間(ノー上着、ノーネクタイ)の服装。6月及び9月の自主取組期間は各自が判断して取り組むことに決定した。 ◎本会議場の目的外使用(子ども県議会)について協議を行い、使用を認めないことに決定した。 ◎関西観光振興議員連盟(仮称)への議員の参加について、議長から周知依頼がなされた。		25,000	H18.6.16	
					H18.7.6	7名	◎北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する対応について協議し、議長声明を出すことに決定した。	7名	35,250	H18.8.31	
					H18.8.28	8名	◎9月定例会中の「夏のエコスタイル」への対応に係る議案草案について協議を行い、当該草案のとおり決定した。 ◎のじぎく兵庫県団体等に係る本会議場を使用したイベントの開催について協議を行い、了承された。 ◎自派議員から案書があり、政務調査委員の領収書等の取扱い等に関する問題について、これまでの経緯も踏まえ、代表者会議において検討を進めるよう議長から要請があり、了承された。		58,500	H18.9.15	

会議名	設置根拠	開催通知等	開催時期	会議の内容・必要性	構成員	開催日	出席議員数	会議事項	支給者数	支給金額 円	支給日	備考
各会派代表者会議						H18.10.10	8名	<p>◎北朝鮮の核実験実施に対する対応について協議し、議事録を出すこと ◎政務調査費に係る5回目の住民監査請求の概要について説明がなされた。 ◎また、10.30開催の各会派代表者会議において、政務調査費収支報告書の領収書その他の証拠書類の添付に係る検討項目に対する各会派の意見を聴取することが了承された。</p>	8名	57,500	H18.11.16	
						H18.10.30	8名	<p>◎政務調査費収支報告書の領収書その他の証拠書類の添付について、各会派から意見が開陳された。また、次回、11.28開催予定の各会派代表者会議において、各会派の意見を踏まえた議案が示された後、さらに議論を進め、成果を得ることが了承された。 ◎地方自治法の改正内容及び委員会家例等の改正案について説明がなされ、各会派から意見が開陳された。また、今後の取扱い等について議案から意見をなされ、了承された。 ◎議長報告「地方議会議員の位置付けの明確化に関する要望」について</p>	8名	68,500	H18.11.16	
正副常任委員長会議		会議開催に先立ち、あらかじめ議長に協議承認の手続きを終了後、議長が出席者に招集を通知	年1回 (通常は6月)	<p>本県議会では、常任委員会中心主義の観点から、会期中の付託案件の審査はもとより閉会中もほぼ毎月1回の常任委員会を開催するなど、複雑かつ専門化している。このため、常任委員会の原形として、この重要な役割を担う常任委員会の活動を円滑かつ効果的に実施するため、正副常任委員長が新たに指名された際に、一型に会する当該会議を開催し、運営の基本となる「常任委員会運営要領」の協議、管内調査等年間行事予定の策定とともに、共通事項の確認などを行っている。このように、当該会議は常任委員会等の運営上の課題等について協議し、効果的かつ円滑な委員会運営を行う上で極めて重要な役割を果たしており、必要不可欠な会議である。</p>	議長、副議長、各常任委員会(7委員会)の正副委員長	H18.6.13	16名	<p>◎平成18年度の常任委員会の開会手続き、資料要求や傍聴の取り扱いなど、委員会運営の基本となる事項について協議を行い、全員の賛成より、「常任委員会運営要領」を決定した。 ◎常任委員会全体の年間行事予定を決定し、決定した。 ◎常任委員会活動に係る議金広報に付随して傍聴を行うとともに、議金広報に付随して傍聴記録に関する各常任委員会間の日程調整などを行った。</p>	16名	151,250	H18.7.14	

会議名	設置根拠	開催時期	開催時期	開催の内容・必要性	構成員	開催日	出席県議数	会議事項	支給者数	支給金額 円	支給日	備考
各党派政務調査会長会	先例による	原則会期中	原定会期中	意見書と決議は、議会の議決を経て、議案としての機関意思を対外的に表明する重要な役割がある。 本県議会は、全党派一致により意見書等を提出することを原則としており、これを合理的かつ効果的に実施するための協議組織として、各党派の意見書等に係る責任者である政務調査会長を構成員とする各党派政務調査会長会を設けている。 この会での調整を経て提出を決定した意見書・決議案が本会議に上程され議決されることから、各党派政務調査会長は円滑で充実した議会運営を確保するために必要不可欠な組織である。	各党派政務調査会長及び第一副会長	H18.6.7	5名	◎各党派から前回提出された意見書案に対する態度表明を行い、文系調整あるいは修正を要するものの確認及び今後の調整スケジュールについて確認した。	5名	34,000	H18.6.30	なお、6月定例会の会期中には、他に2回開催している
地方議会協議会	毎年度、県長が召集し、議定	年一回	年一回	県議会上と県下の市・町議会が公式に合する唯一の機会であり、相互の交流・連携とともに政策課題の共有と議案活動への反映を目的に年1回開催している。 本協議会では、市・町議会議員会から県議会への要望事項を聴取するとともに、県と市・町に共通する重要な政策課題をテーマとして意見交換会を実施している。 本協議会において協議又は把握した政務調査会長等が、いずれも重要な政務調査事項として、本県議会の広範な政務活動に資する観点から、本協議会の政策提言や広域的な観点からの政策の提議等として反映するなど、県議会の政策提言機能の充実に大いに寄与している。 こうしたことから、本協議会は、広域団体の議案である県議案にとつて、議会の有する機能を十分に発揮するために重要な役割を果としており、本県議会の運営に必要不可欠の会議となっている。	(県議会) 議長、副議長、交渉会派の各政務調査会長 (市議会) 市議会議長、市長、副市長、副議長、監事等市議会議員 (町議会) 町議会議長、町長、副町長、監事等町議会議員	H18.10.23	6名	◎市議会議長会から、皮革排水処理装置に対する財政支援の抜本的改善、町議会議員会から、テレビ、ラジオ放送(中波)の維持確保等の要望をはじめ、自治体病院への医師確保並びに財政支援などの9項目について要望を受けた。予算成立後に回答した。 ◎子ども防犯対策をテーマに講師と共催し、関西国際大学現生教授を招き、講師の演説の後、講師をテーマとして市・町議会議長との意見交換を行った。	6名	50,500	H18.12.15	
広報委員会	議定	随時	随時	県民の方々に、県議会の仕組みや活動などを理解していただくとともに、県議会への関心を深めてもらうため、副議長を委員長とし、各会派から選出された議員で構成する広報委員会を設けている。 本委員会では、年間広報計画の策定やテレビ放映、ポスターの制作等、県議会広報の重要な事項について協議の上、決定する。また、県議会広報の実施に際しては、県民の方々に必要不可欠なものであるため、必要不可欠な委員会となっている。	副議長、交渉会派から選出された議員及び非交渉会派の所属議員	H18.5.2	7名	①委員互選により、副委員長に宮本委員を選定した。 ②平成18年度広報計画案について協議、決定した。 ③県議会広報ポスターについて、6案から投票により1案を選定した。 ④兵庫県議会活動記録誌の制作について事務局から報告した。	3名	25,000	H18.6.16	4名は議会運営室から支給

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第186号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年7月17日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

(2) 実施日

平成19年8月22日（水）から同月24日（金）までの3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階会議室

(4) 修了考査の実施

講習最終日は、修了考査（14問35分）を実施する。

2 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者（既に、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習により、2号業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等（規則第6条第1項に規定する指導教育責任者資格者証等をいう。）の交付を受けている者を含む。）

3 受付期間等

(1) 受付期間

平成19年7月23日（月）から同年8月3日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 受付定員

60人とする。ただし、平成19年7月23日（月）について、受講対象者に該当する者のうち、申込み時において2号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者のみを対象とし、20人まで受け付けるものとする。

4 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

5 申込時の提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

(2) 旧資格者証の写し

(3) 申込時において2号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者にあつては、選任されていることを疎明する書面（改正法附則第4条に規定する届出書、法第11条に規定する届出書等の写し）

6 受講手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

7 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りのないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
社団法人兵庫県警備業協会

10 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線 3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166